

もっと知りたい!

わたしのねんきん

望月FP 社会保険労務士事務所 所長

望月 厚子 (もちづき あつこ)

社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー (CFP)。個人および法人の相談業務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師を務める。厚生労働省社会保障審議会年金部会・専門委員会委員。専門職後見人。



今回の
知りたい!
Point

繰下げ受給の改正と注意点(令和5年4月実施) 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度



令和5年4月から「5年前みなし繰下げ制度」がスタート。この制度は、繰下げ待機中の人が70歳以降に年金を請求する際、繰下げ受給を選択しない場合に5年前に請求があったものと「みなして」増額した年金が受け取れるというものです。

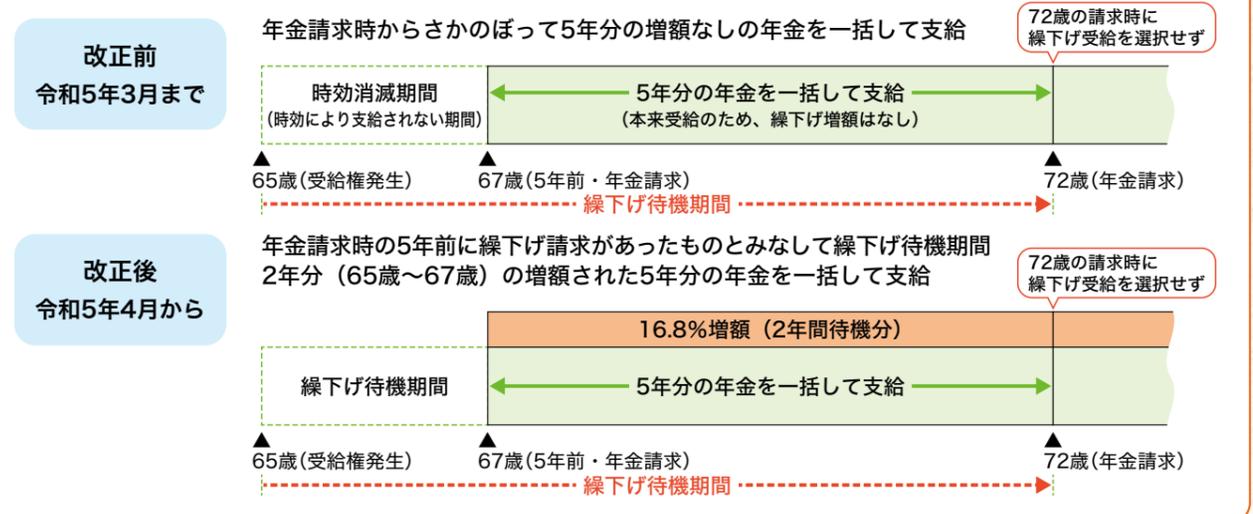
年金受給には時効がある

老齢年金の受給権は、原則65歳で発生しますが、繰下げ受給制度により、受給開始年齢を66歳以降75歳(昭和27年4月1日以前生まれの人は70歳)の間で選択することができます。ただし、年金を受ける権利は、権利が発生してから5年を経過したときは、時効によって消滅します。令和5年3月までは、70歳以降に繰下げ受給を選択せずに65歳からの年金をさかのぼって受け取る場合、繰下げ増額のない本来額の年金が支給されましたが、手続き時点から5年以上前の期間分の年金は時効により受け取ることができませんでした(下図)。

80歳到達前の年金請求は時効消滅なしに

令和5年4月の改正後は、70歳以降80歳未満で年金を請求し、かつ、繰下げ受給を選択しない場合、請求時の5年前に繰下げ請求があったものとみなして年金が支給されることとなります。また、支給される年金の額は、受給権の発生から請求の5年前までの月数に応じて増額されます。例えば、72歳時点で請求をしてそのとき繰下げ請求を選択しなかった場合、5年前の67歳時に繰下げ請求があったものとみなして5年間のさかのぼった67歳からの繰下げ受給となります。年金額は、 $0.7\% \times 24$ ヵ月(2年待機分) = 16.8%の増額となります(下図)。

●【例】72歳まで繰下げ待機をしていた人が、65歳から本来受給を選択した場合



72歳で年金請求をする予定のSさんのケースを見てみましょう。

72歳で年金請求をする予定です。繰下げ受給をするか65歳からの分を一括受給するか迷っています。

72歳で年金請求をする予定ですが、年金額が増額される繰下げ受給をするほかに、65歳までさかのぼってこれまでの年金を一括で受け取る選択もできると聞きました。それぞれのメリットやデメリットについてアドバイスをお願いします。

- Sさん(66歳男性、単身者、65歳時点の老齢厚生年金が120万円、老齢基礎年金が73万円、現在繰下げ待機中、今後再就職の予定なし)



STEP 1 72歳で繰下げ受給を選択した場合の受給額

繰下げ受給は、老齢年金を65歳で受け取らずに66歳以降75歳になるまでの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることです。繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。繰下げによる増額率は、65歳になった月から繰下げ受給を請求した月の前月までの月数に0.7%を掛けることで計算できます。Sさんが72歳0ヵ月時点で繰下げ請求をした場合、年金額は、58.8% ($0.7\% \times 84$ ヵ月) 増額され、72歳から受け取れる年金額は、老齢厚生年金が1,905,600円、老齢基礎年金が1,159,240円で合計**3,064,840円**になります。

STEP 2 72歳で本来額の受給(一括受給)を選択した場合の受給額

次に、Sさんが72歳0ヵ月で予定していた繰下げ受給を選択せず、本来の支給開始年齢の65歳からの分をさかのぼって請求することもできます。令和5年3月までは、70歳以降に65歳からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、手続き時点から5年以上前の年金は時効で受け取ることができませんでした。令和5年4月からは、5年前の67歳0ヵ月で繰下げ請求を行ったものとみなして、増額した年金を受け取ることができます。この場合、繰下げ待機期間の65歳から67歳になるまでの2年分が増額となります(図参照)。Sさんが67歳0ヵ月で繰下げ請求をした場合、年金額は、16.8% ($0.7\% \times 24$ ヵ月) 増額され、老齢厚生年金が1,401,600円、老齢基礎年金が852,640円で合計**2,254,240円**になります。したがって、72歳時点で5年分11,271,200円を一括で受け取り、その後は、**年額2,254,240円**を受給することになります。

STEP 3 ライフプランに応じて選択しよう

繰下げ受給は、あらかじめ繰り下げる期間を決めておく必要はなく、65歳時に年金請求の手続きをしなければ自動的に繰り下げているとみなされます。ご自身のライフプランに応じて年金を受け取りたいタイミングで請求するとよいでしょう。なお、令和4年度から66歳以降に繰下げ受給を希望し、老齢年金を受給していない人に対して、希望するタイミングで繰下げ受給できるように66歳から74歳までの間、毎年誕生日の前日の属する月の前月末ごろに「年金見込額のお知らせ」が送付されるようになりました。ご参考にされるとよいでしょう。



ポイントチェック

繰下げ受給のメリットは、繰り下げた期間に応じて年金額が増額されたり、70歳以降請求する場合、5年分さかのぼって増額した年金を一括で受け取ることが選択できるという点です。ただし、年金額が増額されることに

伴って、税金(所得税、住民税)や社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)の負担が増えたり、介護保険や後期高齢者医療制度などの自己負担割合が高くなるといった影響が出ることがあります。